

令和5年度第1回瑞穂町国民保護協議会 会議録

1 日時 令和5年12月14日(木)午後3時から3時20分

2 場所 瑞穂町役場 会議室2-1・2

3 出席者

瑞穂町国民保護協議会委員

会長 瑞穂町長 杉浦 裕之

委員 瑞穂町副町長 栗原 裕之

瑞穂町教育委員会教育長 鳥海 俊身

北関東防衛局横田防衛事務所長 中村 敦

東京都建設局西多摩建設事務所長 水谷 正史

東京都保健医療局西多摩保健所長 渡部 裕之

東京都水道局あきる野給水事務所長 佐藤 嘉英

東京消防庁福生消防署長 水越 文広

瑞穂町協働推進部長 小作 正人

瑞穂町消防団長 高橋 一幸

東日本旅客鉄道株式会社JR拝島駅長 向井 照雄

東京都赤十字血液センター立川事業所長 乙訓 高一

瑞穂ケーブルテレビ株式会社取締役社長 楠見 裕

(代理出席)

国土交通省関東地方整備局相武国道事務所専門調査官 野島 信樹

警視庁福生警察署警備課長 櫻井 浩昭

株式会社NTT東日本東京事業部東京西支店企画総務部長 山本 鉄

東京電力パワーグリッド株式会社支社長代理 柴原 勝己

日本郵便株式会社瑞穂むさし野郵便局長 並木 芳昭

武陽ガス株式会社取締役総務部長 小澤 修

事務局

協働推進部参事 平野 善之

協働推進部安全・安心課 森田 富士夫

協働推進部安全・安心課危機管理担当主査 原田 有介

協働推進部安全・安心課安全係 宮岡 秀和

4 欠席者

陸上自衛隊朝霞駐屯地第1施設大隊長 赤木 優介
瑞穂町自主防災組織連絡協議会会長 谷山 聖哉
瑞穂町交通安全推進協議会会長 小山 幸久
公立福生病院院長 吉田 英彰
瑞穂町医師会会長 鈴木 寿和
立川バス株式会社福生営業所長 生沼 義康

5 傍聴者 なし

6 配布資料

資料1…瑞穂町国民保護計画の改定について（諮問）
資料2…瑞穂町国民保護計画の改定の概要
資料3…瑞穂町国民保護計画（素案）
資料4…瑞穂町国民保護計画（素案）に対する意見等について
資料5…瑞穂町国民保護協議会条例
資料6…瑞穂町国民保護協議会委員名簿
資料7…瑞穂町国民保護協議会出席者名簿

7 日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議題
 - (1) 瑞穂町国民保護計画の改定について（諮問）
 - (2) 瑞穂町国民保護計画（素案）について
 - (3) 今後のスケジュールについて
- 4 その他

議題

(杉浦会長)

それでは、会議を進行させていただきます。

まず、議題（1）瑞穂町国民保護計画の改定についての諮問でございますが、資料1のとおり、本協議会に瑞穂町国民保護計画の改定について諮問いたします。諮問を行う理由を事務局から説明をお願いします。

(事務局)

本協議会で諮問を行う理由を説明させていただきます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護

法第 39 条第 3 項で「国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。」とあるため、諮問し、皆様から意見をいただきたいと思います。

(杉浦会長)

はい、ありがとうございます。

協議会委員の皆様には、事務局からの改定内容の説明の後、ご意見をいただきますようお願いを申し上げます。それでは、議題の(2)瑞穂町国民保護計画素案についてですが、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、改定の概要ですが、資料 2 の「瑞穂町国民保護計画の改定の概要について」をご覧ください。項目の 1、2、3 項について説明します。

まず、1 項の法律の制定状況ですが、「国民保護法」が平成 16 年 9 月に施行され、平成 17 年 3 月に「国民の保護に関する基本指針」が制定されました。その後、基本指針は平成 29 年 12 月に変更されています。

2 項の都の国民保護計画の策定状況ですが、1 項の法律に基づき、平成 18 年 3 月に「都国民保護計画」を策定しています。そして、29 年の基本指針の変更を受け、令和元年 7 月に「都国民保護計画」を改定しています。

3 項の瑞穂町国民保護計画の策定ですが、2 項の都の計画に基づき、平成 19 年 3 月に「瑞穂町国民保護計画」を策定しています。策定から 16 年が経過しています。

改定の理由です。4 項をご覧ください。

1～3 項の通り平成 29 年に国民の保護に関する基本指針が変更され、令和元年に都の計画が改定されたこと、瑞穂町の関連計画が改定されたこと、平成 19 年以降の瑞穂町の組織改編、昨今の国際情勢の変化などを踏まえ、瑞穂町国民保護計画を改定することにいたしました。

それでは、主な改定内容について説明させていただきます。資料 3 「瑞穂町国民保護計画(素案)」をご覧ください。大きく 3 項目あります。

まずは、「国民の保護に関する基本指針」の変更及び「都国民保護計画」の改定を受けた改定です。3 点を改定しています。

1 点目は、警報の伝達です。記載のページは、24～27 ページの第 2 編第 1 章第 4 「情報収集・提供体制の整備」、52～54 ページの第 3 編第 5 章第 1 「警報の伝達等」です。

24 ページをお開きください。

1 項の「基本的考え方」および2 項の「警報の伝達に必要な準備」に全国瞬時警報システム、いわゆる J-ALERT の記載があります。J-ALERT は、平成 19 年 2 月に 4 市町村で運用開始され、23 年にほぼすべての地方公共団体で整備が完了し、本格的に運用を開始しました。よって、旧計画では、J-ALERT の記載はなく、それ以外の手段での伝達を行うようになっていましたが、新計画では、J-ALERT による情報伝達を主体とするように改めています。

2 点目は、弾道ミサイル攻撃時の行動です。記載のページは、59～61 ページの第 3 編第 5 章第 3 「想定される避難の形態と町による誘導」です。60 ページをお開きください。

イ項の「弾道ミサイル攻撃の場合（通常弾頭、BC 弾頭）」ですが、旧計画では、避難誘導の流れが記載されているだけでしたが、新計画では、避難行動をできるだけ具体化し、着弾直後の行動などを明確にするとともに、弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記しています。

3 点目は、避難施設の指定への協力です。記載のページは、33 ページの第 2 編第 2 章 5 項「避難施設の指定への協力」、資料編資料 7 「避難施設一覧」です。33 ページをお開きください。

5 項の「避難施設の指定への協力」では、旧計画では「都が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供する」としていましたが、新計画では、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、「施設の収容人数、構造、保有設備などの必要な情報を提供し、都に協力する」と改めています。

改定の 2 つめは、組織改編に伴う改定です。2 点あります。

1 点目は、各機関の事務です。記載のページは、6～8 ページの第 1 編第 3 章の 2 項「各機関の事務または業務」です。7 ページをお開きください。

町の事務、都の事務、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、・指定地方公共機関の事務を見直しています。

2 点目は、町における各部の業務などです。記載のページは、16～17 ページの第 2 編第 1 章第 1 「町における組織・体制の整備」38～45 ページの第 3 編第 2 章「瑞穂町対策本部の設置等」です。16 ページをお開きください。

平成 20 年度の部制の導入、令和 4 年度の協働推進部の創設による危機管理主管課を地域課から安全・安心課に変更したことなどに伴い、平素における各部の業務や瑞穂町国民保護対策本部の各部所掌事務などを改定しています。

改定の最後は、その他として関係法令の改正に伴う文言整理や経年変化による各種統計資料の変更などによる改定です。

(杉浦会長)

はい、ありがとうございました。

主な改定内容でございますが今説明がありましたように、警報の伝達、弾道ミサイル落下時の行動避難時の施設の指定への協力がありまして、そして、組織改編では、各部署等、事務等の変更が行われるという内容で説明がございました。さて、今の説明を受けまして、何かご意見等ございましたらばご発言をお願いいたします。

(水越委員)

意見ではないのですが、J-ALERT については、当初不具合が出ていましたが、現在の状況はいかがですか。テストの状況などは順調でしょうか。

(事務局)

J-ALERT の運用状況ですが、確実に動いております。定期的に点検をしております、問題なく作動してる状況であります。

(杉浦会長)

はい、ありがとう。最初の頃はとんでもない地域に警報が鳴ったりすることがあったみたいですが、今そういうことはない、改修されていると聞いております。

他にございますでしょうか。皆様よろしいですか。

本日以降の意見の提出について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

本日初めて計画案を説明させていただきましたが、計画は内容の変更が多く、こちらのスケジュールの設定が不十分なため、資料の事前配布もできず、皆様にはこの忙しい時期に大変なご負担をおかけし申し訳ありません。お持ち帰りいただき、ご意見等ありましたら、資料4-②「瑞穂町国民保護計画(素案)に対する意見」を12月28日までにメールにて事務局へ提出をお願い致します。よろしくお願い致します。

(杉浦会長)

大変時間がなくて恐縮でございますけれども12月28日、提出期限とさせていただいて、メールで御意見をということでございます。よろしくお願いを申し上げます。

続いて、議題の3、今後のスケジュールについてでございますけれども事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

今後のスケジュールですが、まず、今月から来年の1月まで東京都との事前協議を行いつつ、町役場の各課などへ意見聴取を行います。

次いで、来年の1月23日からパブリックコメントを行い、広く意見を求めます。その後、3月に本協議会で改定報告および答申を行う予定です。

この際、本日の会議、また皆様からいただいた意見を踏まえ、本日お示ししました資料の修正を行います。修正の内容、ボリュームが軽微なものとなった場合は、次回の会議を資料の配布と改定案の可否を書面で提出して頂くなど、書面開催とさせていただくこともあるかもしれませんが、委員の皆様よろしいでしょうか？(委員了承) ありがとうございます。

最後に、3月に瑞穂町議会の全員協議会に報告し、改定を終了します。

以上で改定の概要についての説明を終わらせていただきます。

(杉浦会長)

はい、ありがとうございます。

事務局から、委員の皆様にご文書をお願いすることもあるということでございます。その際には御協力をよろしくお願い申し上げます。以上で説明は終わりましたが、御意見等ございましたら、お願いいたします。

皆様がこうやって集まることもなかなかないと思うんですが、今私のほうに入っている情報では、消防署、それから消防団ともにですね、歳末の警戒にこれから入っていただく、ということになります。それから警察の方ですが、歳末の警戒体制を取っているということでございまして、防犯そして防災について、御協力をいただいているものでございます。

その他、何かありましたら教えていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それではですね、以上をもちまして本日の議題を終了とさせていただきます。

委員の皆様、大変ありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。